

(別紙2)

## ヴァンフォーレ甲府のホームゲームにおける ヴァンフォーレパークへの移動式販売車出店業務委託事業者仕様書

### 1 目的

本仕様書は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「甲」という。）が指定管理者として管理する小瀬スポーツ公園（以下「公園」という。）内において、ヴァンフォーレ甲府（以下「主催者」という。）のホームゲーム開催時に設置されるヴァンフォーレパーク（以下「パーク」という。）への移動式販売車の出店業務（以下「本業務」という。）に関し、受託者が行う業務内容及び遵守すべき事項を定め、円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

### 2 出店管理

- (1) 本仕様書に基づく売店の営業は、すべて甲の管理の下に行うものとし、受託者は、営業日、営業時間、出店日、出店場所その他営業に関する一切の事項について、事前に甲の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、甲の承認を得ることなく、他者から直接出店の依頼を受け、又は出店を行ってはならない。

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、甲が本施設に係る指定管理者としての指定を受けている期間に限り有効とする。

### 4 甲への報告事項

受託者は、契約書及び本仕様書に基づき作成すべき報告書等について、遅滞なく作成し、甲に提出しなければならない。また、毎営業終了後、甲の定める業務日報により売上等を報告するとともに、利用者からの要望、苦情等のうち重要な内容については、その内容及び対応状況について、遅滞なく甲に報告すること。

### 5 業務の内容

本業務の内容は、次の各項に掲げるとおりとする。

#### (1) 管理業務

運営全体の総括及び管理監督に関する業務

#### (2) 準備業務

出店準備、発電機及び発電機用燃料の準備、補給並びに保管に関する業務

### (3) 調理業務

提供メニューの企画、仕込み、調理並びに調理等に必要な器具の準備、点検、保管及び衛生管理に関する業務

### (4) 販売業務

本施設及び公園等の利用者に対する飲食物の販売及び提供に関する業務

### (5) 仕入業務

販売に必要な食材、飲料その他売店商品の仕入れに関する業務

## 6 出店場所

出店場所は、甲が指定する場所とする。

## 7 出店形態

- (1) 食品衛生法第52条の規定を満たし、飲食店営業の許可を受けていること。
- (2) 食品衛生責任者の資格を有する者が、営業時に現場で販売管理を行うこと。

## 8 事業対象者

本業務に基づく営業を行うことができる者は、次の各項にも該当するものとする。

- (1) 出店に係る日程調整、許認可及び関係法令の遵守確認、売上管理、情報発信、管理監督等を含むトータルマネジメントが可能な事業者であること。
- (2) 官公庁等が主催するイベント等において、移動式販売車運営の出店実績を有すること。
- (3) 国税、県税及び本店又は支店等が所在する市町村税を滞納していないこと。

## 9 運営

受託者は、本業務の実施に当たり、食品衛生法及び関係法令を遵守するとともに、HACCPの考え方に沿った衛生管理を行い、次の各項目を遵守すること。

### (1) 食品衛生責任者

調理及び食品の取扱いに係る衛生管理を適切に行うため、食品衛生責任者を置くこと。

### (2) 衛生管理等

ア 衛生管理には特に留意し、HACCPの考え方にに基づき、食品の安全性確保に努め、万が一にも食中毒が発生することがないように適切な管理を行うこと。

- イ 食品衛生責任者は、常に厨房従事者の健康状態に注意を払い、異常を認める場合は、当該従事者に必要な措置を講じること。
- ウ 健康診断及び検便の結果、食品衛生上支障のある者又は下痢、発熱、咳、外傷、皮膚病等により食品衛生上支障のおそれがある者については、調理業務に従事させてはならないものとし、受託者はその管理責任を負う。
- エ 同居家族等に伝染性の疾病その他の疾病が発生した場合又はその疑いのある者がいる場合及び保菌者が発見された場合については、調理業務に従事させてはならないものとし、受託者はその管理責任を負う。
- オ 受託者は、受託者の負担により生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

### (3) 食品等の取り扱い

- ア 食品添加物については、適正な表示がなされた食品を選定すること。
- イ 原材料及び製品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検を行い、安全性が確保されたものを使用すること。
- ウ 米を使用する場合は、米トレーサビリティ法に基づき適切に取引等を記録するとともに、飲食利用者に対し産地情報の伝達を行うこと。
- エ 食品の保管、調理及び提供に当たっては、原材料及び製品の温度管理に留意するとともに、加熱済食品と未加熱食品の交差汚染を防止するための措置を講じること。

### (4) 移動式販売車における清掃及び消毒

本業務は、多くの来園者が利用する公園内において実施される移動式販売車による営業であることを踏まえ、衛生管理については、移動式販売車の使用実態に応じ、過度な負担とならない範囲で合理的な管理を行うものとする。

- ア 移動式販売車内の調理設備、器具、作業台、保管設備等について、営業開始前及び必要に応じて、清掃並びに消毒を行うこと。
- イ 営業終了後は、速やかに移動式販売車内の清掃を実施し、次回営業時に衛生上支障が生じないように適切に管理すること。
- ウ 長期間営業を行わない場合においても、次回営業前には、移動式販売車内の点検及び清掃を必ず行うこと。

### (5) 廃棄物の処理

移動式販売車の営業により発生した廃棄物は、所定の容器に収納し、汚液及び汚臭の発生を防止する等、常に清潔な状態で管理すること。なお、受託者は、発生した廃棄物を各営業日ごとに持ち帰り、関係法令に基づき適正に処分すること。

## (6) 保存食

保存食については、関係法令等に基づき適切に採取及び保管し、必要に応じて記録を残すこと。

保存期間は、関係法令等に基づく期間とする。

## (7) 記録及び確認

受託者は、HACCP の考え方に基づき、必要に応じて、清掃状況、温度管理その他衛生管理に関する簡易的な記録を作成し、当該記録は、関係法令に基づき適切な期間保存するものとする。

# 10 出店日及び営業時間

## (1) 出店日

受託者は、公園内で主催者のホームゲームが開催される日において、甲の指定に基づき、必ず出店するものとする。

## (2) 営業時間

営業時間は、主催者のホームゲームの試合開始3時間30分前から試合終了時までとする。なお、出店準備は、試合開始7時間前から行うことができるものとする。ただし、試合開始時刻が13時の場合に限り、出店準備は試合開始6時間前から行うことができるものとする。

# 11 販売品目及び価格

- (1) 販売品目は、事前に書面により甲に提出し、甲の承認を得たものに限るものとする。
- (2) 販売品目を追加又は変更する場合も、前項と同様に甲の承認を得なければならない。
- (3) 販売価格は、周辺同種イベント等における一般的な価格水準を踏まえ、社会通念上適正と認められる価格で設定すること。

# 12 手数料

- (1) 甲は、受託者から報告された売上額に、次に掲げる売上手数料率を乗じて得た額及び出店手数料を、毎月受託者に請求するものとする。

手数料の種類	内容
売上手数料	10%
出店手数料	1日あたり13,000円

- (2) 受託者は、前項の請求を受理したときは、請求日の翌日から30日以内に、甲が指定する口座へ当該金額を納入しなければならない。

- (3) 本業務に関し、甲が主催者との間で、売店の売上に係る手数料、出店料その他これに類する費用について契約を締結している場合においては、当該契約に基づき大会主催者等に支払うべき金額を含め、甲が前項の売上手数料を一括して受領するものとする。
- (4) 前項の場合において、受託者は、主催者に対し、本業務に関して直接、手数料、出店料その他これに類する費用を支払うことはできないものとする。
- (5) 甲は、第3項の規定により受領した売上手数料のうち、甲と主催者との契約に基づき支払義務を負う金額（例：売上額の5%）について、甲の責任において主催者に支払うものとし、これについて受託者は一切の関与及び責任を負わないものとする。

### 1.3 費用負担

- (1) 甲と受託者の費用負担

本業務に係る費用負担は、次のとおりとする。

費用項目	甲	受託者
山梨県都市公園条例に関する申請	○	
都市公園法に関する申請	○	
山梨県行政財産使用料条例に基づく使用料	○	
主催者との調整及び受託者への共有・指示	○	
運営全般に係る人件費		○
ゴミ処理費		○
細菌検査、保険料等		○
什器備品等の補充・追加及び改修		○
甲が定める本施設の売上手数料・出店手数料		○
その他、運営に係る経費		○

### 1.4 その他遵守事項

- (1) 出店できる移動式販売車は1回につき1台とする。
- (2) 移動式販売車の車内は常に清潔に保つとともに、外観、のぼり等は公園の景観を損なわないものとする。
- (3) 天候等により集客が見込めない場合における出店の可否は、甲が判断するものとする。
- (4) 営業する権利の譲渡又は再委託は禁止する。
- (5) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底すること。

- (6) 事故又は苦情等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、受託者の責任において対応すること。
- (7) 電力その他販売に必要な設備等は、すべて受託者が用意すること。
- (8) 呼び込み及びBGMは、小音量とし、一般利用者及び周辺住民に配慮すること。
- (9) 味の向上、品質管理及び丁寧な接遇に努め、利用者に喜ばれるサービスの提供を行うこと。
- (10) 車両の進入により公園施設を損傷した場合は、受託者の責任において原状回復を行うこと。
- (11) 移動販売車は、営業時間外は公園外へ移動すること。

## 15 広報活動

受託者は、本業務の利用者の拡大及び売上の向上を目的とした宣伝広報活動を積極的に行わなければならない。

## 16 事業協力

受託者は、甲の行うイベントその他の事業において協力を求められたときは、受託者が本業務を遂行するに当たり支障のない範囲内で協力するものとする。

## 17 損害賠償

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者又は受託者の従業員の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 前項に定める場合において、当該損害が受託者又は受託者の従業員の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲はその責任を負わないものとする。
- (3) 受託者が、本業務に関する業務委託契約又は本仕様書に違反し、これにより甲に損害を与えた場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 保健所、消防等の行政指導又は山梨県若しくは甲が行う施設の改修、修繕等のため、甲が受託者に対して本業務の停止を命じたときは、受託者は直ちにこれに従わなければならない。この場合において、受託者は、当該業務停止により生じた損害について、甲に対し損害賠償その他一切の請求をすることができない。

## 18 免責事項

甲は、天災、火災、盗難、事故および電気、水道、ガスその他の諸施設、設備等の瑕疵又は故障その他甲の責めに帰することができない事由による受託者の損害に対しては、その一切の責任を負わない。

## 19 契約の解除

(1) 甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは契約を解除し、甲に生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

- ① 業務委託契約又は本仕様書に違反したとき。
- ② 手形又は小切手の不渡りの発生、若しくは銀行取引の停止処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理又は特別清算の申し出をし、若しくはその申し立てを受けたとき。
- ④ 仮差押え、差押え又は競売の申し立てを受けたとき。
- ⑤ 租税の滞納処分を受けたとき。
- ⑥ 解散の決議をしたとき。
- ⑦ 本業務の執行内容が契約の目的を達成できない程度に著しく不適切であるとき。
- ⑧ 自己若しくは自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料を購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(2) 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、甲に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

## 20 その他

- (1) 利用者からの要望、苦情に対しては誠意をもって対応すること。
- (2) 事故防止対策を十分講じるとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに対応し、甲へ報告すること。
- (3) 質の高いサービスを提供するため、営業時間帯には適正な人員を常時確保すること。また、労働時間・資格等について関係法令の規定に抵触しないよう十分留意すること。
- (4) 定めのない事項については、信義・誠実の原則に基づき、甲と受託者協議の上、円満に解決するものとする。